

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和7年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和7年度の初日から令和8年1月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段: 輸入基準数量	上段: 輸入数量	差 分
		下段: 協定対象外 輸入基準数量	下段: 協定対象外 輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	101 トン	50 トン	51 トン
		101 トン	50 トン	51 トン
3	クリーム	57 トン	64 トン	超過済
		27 トン	45 トン	超過済
4	粉乳類	23,078 トン	25,791 トン	超過済
		17,616 トン	20,886 トン	超過済
5	無糖れん乳	1,358 トン	698 トン	660 トン
		1,357 トン	688 トン	669 トン
6	加糖れん乳	257 トン	145 トン	112 トン
		95 トン	26 トン	69 トン
7	ヨーグルト	17 トン	5 トン	12 トン
		17 トン	5 トン	12 トン
8	バターミルク	20 トン	18 トン	2 トン
		20 トン	17 トン	3 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	60,801 トン	41,198 トン	19,603 トン
		46,217 トン	27,796 トン	18,421 トン
10	その他の乳製品	11,357 トン	6,673 トン	4,684 トン
		4,816 トン	3,513 トン	1,303 トン
11	バター	17,983 トン	10,664 トン	7,319 トン
		14,523 トン	8,840 トン	5,683 トン
12	豆類	75,032 トン	54,244 トン	20,788 トン
		35,697 トン	25,199 トン	10,498 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,564,798 トン	4,617,036 トン	947,762 トン
		5,256,055 トン	4,300,127 トン	955,928 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,273,832 トン	947,355 トン	326,477 トン
		170,350 トン	135,157 トン	35,193 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,042,692 トン	757,387 トン	285,305 トン
		1,042,692 トン	757,387 トン	285,305 トン
15	コーンスターチ	3,699 トン	2,026 トン	1,673 トン
		3,529 トン	1,299 トン	2,230 トン
16	ばれいしょでん粉	11,772 トン	15,022 トン	超過済
		10,387 トン	12,070 トン	超過済
17	マニオカでん粉	151,213 トン	94,747 トン	56,466 トン
		149,682 トン	94,594 トン	55,088 トン
18	サゴでん粉	20,958 トン	13,327 トン	7,631 トン
		13,494 トン	13,327 トン	167 トン
19	その他のでん粉	1,890 トン	1,053 トン	837 トン
		1,743 トン	1,013 トン	730 トン
20	イヌリン	3,000 トン	1,354 トン	1,646 トン
		81 トン	41 トン	40 トン
21	落花生	35,920 トン	21,536 トン	14,384 トン
		21,411 トン	12,638 トン	8,773 トン
22	こんにやく芋	174 トン	37 トン	137 トン
		174 トン	37 トン	137 トン
23	ミルク調製品	9,293 トン	4,806 トン	4,487 トン
		2,252 トン	571 トン	1,681 トン
24	でん粉調製品	1,321 トン	1,207 トン	114 トン
		767 トン	581 トン	186 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,520 トン	1,796 トン	2,724 トン
		1,779 トン	610 トン	1,169 トン
27	調製食用脂	16,803 トン	7,873 トン	8,930 トン
		2,016 トン	591 トン	1,425 トン
28	繭	1.6 トン	2.4 トン	超過済
		1.6 トン	2.4 トン	超過済
29	生糸	234 トン	93 トン	141 トン
		234 トン	93 トン	141 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・ 特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。